商品概要

正式名称		リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
引受保険会社		複数の生命保険会社による共同引受 （事務幹事会社：富国生命保険相互会社）
保険契約者		全国保証株式会社
加入条件	加入時年齢	申込時および融資実行時の年齢が満 18 歳以上満 65 歳未満
	完済時年齢	満 80 歳未満
	加入限度額	1 億円（保障累計額）
告知書の有効期間		申込日（告知日）から 1 年以内

ご加入に際して特にご注意いただきたい事項

- 被保険者となられる方（ローン債務者）には健康状態などについて告知していただく義務があります。ご加入にあたっては過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がいなど、事務幹事会社である富国生命保険相互会社が「申込書兼告知書」でおたずねする事項について、被保険者となられる方ご本人が、事実をありのままに正確に告知してください。故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知した場合には保障開始日から２年以内であれば告知義務違反として契約が解除される場合があります。
- 被保険者となられる方の現在または過去の健康状態などによっては、ご加入をお断りすることがあります。
- 借換融資の場合は以下の事項にご留意ください。
  - ・借換前の保障は終了し、あらためて保険契約にご加入いただくので、借換前の契約からの継続的な保障はいたしません。
  - ・新規融資にともなうご加入と同様に告知義務があります。
  - ・告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たな加入のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除となり、保険金のお支払いができない場合があります。

団体信用生命保険契約に関する連絡先

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、**まずは金融機関などにお問合わせください。**ご加入に際しての「告知方法」に関してご不明な点がある場合は、以下の団体信用生命保険専用電話番号へご連絡ください。

団体信用生命保険専用電話番号

富国生命保険相互会社
団体信用グループ

0476-47-5378
平日９：00～17：00（12/30～１/３を除く）

※この連絡先は、団体信用生命保険専用窓口です。他の保険商品に関するご照会には対応できませんのでご了承ください。
また、団体信用生命保険への加入申込の結果や保険金支払請求の結果の確認、各種お手続きにつきましては金融機関へお問合わせください。

富国－団提－2022－30（2022.7.26）

住宅ローンをご利用のお客さまへ

詳しくは
こちらの
二次元コードから
専用サイトへジャンプ!!

全国保証

リビング・ニーズ特約付 団体信用生命保険（住宅ローン団信）のご案内

死亡保障・高度障害保障
～お客さまの大切なマイホームを守ります～

団体信用生命保険
ってなに？

その **必要性、しくみについて**
ご説明します！

住宅ローンの返済期間中に、保険金の支払事由に該当した時に、生命保険会社（引受保険会社）から金融機関に対して支払われる保険金がローン残額の弁済に充当される保険です。

この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「ご契約内容（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」、「申込書兼告知書のご記入にあたってご確認いただきたい事項」、「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

（お問い合わせ先金融機関）

大阪府警察信用組合
〒540-8540
大阪市中央区大手前3-1-11 大阪府警察本部内
電話 06-6105-0349

全国保証株式会社
for your dream and happiness

リビング・ニーズ特約付
団体信用生命保険の（住宅ローン団信）ポイント

団体信用生命保険ってなに？

家を購入する時に、住宅ローンを組もうとすると、「団体信用生命保険」という保険に出会います

マイホームの購入は、人生でもっとも大きな買い物のひとつです。その際に利用する住宅ローンの返済は、何十年も続きます。返済途中でもしものことが起きたら、残りの住宅ローンはどうすれば良いのでしょうか？返済ができない場合、マイホームはどうなってしまうのでしょうか？

これを解決してくれるのが、団体信用生命保険です

大切なマイホームを守ってくれるのが団体信用生命保険、通称「団信」です。団体信用生命保険は、住宅ローンを利用されている方が、返済途中でお亡くなりになったり、高度障害状態等になった場合に、ご本人に代わって生命保険会社が住宅ローンの残高を支払ってくれる、というものです。

団信が役に立つ具体例	（ローン債務者の妻）	（ローン債務者本人）
	夫が交通事故で突然死亡。子供を育てながら、今まで通りの返済は難しいと心配したが、団信により住宅ローンは完済。	脳卒中で倒れ、長期にわたり入院。会社も退職したが、高度障害状態と認定されたため、団信により住宅ローンは完済。

Q&A

Q1 団体信用生命保険の申込時にどのような書類が必要ですか？

A1 申込書兼告知書が必要です。

Q2 団体信用生命保険の保障はいつから開始されますか？

A2 融資実行日または引受保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日になります。

Q3 保険金はどのように支払われるのですか？

A3 被保険者となる方（ローン債務者）が住宅ローン返済中に保険金の支払事由に該当した場合に、その時点の住宅ローンの残高に応じて、金融機関が引受保険会社から保険金を受け取ります。これにより、ご遺族の方（高度障害状態の場合は被保険者ご本人さま）は、その後の住宅ローンの返済が不要になります。
なお、保険金が支払われる場合であっても、遅延利息や延滞損害金などをご負担いただく場合があります。

商品の特徴

団体信用生命保険とは、住宅ローンなどを借り入れられた方について、その債務の返済期間中に保険金の支払事由に該当された場合に、保険金をもって債務の弁済（債権の回収）を行うため、金融機関などの債権者または金融機関などから融資を受けられた方の債務を保証する保証会社を契約者として運営する団体保険商品です。また、保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて逓減します。

保障内容

◎死亡保険金

被保険者が死亡した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

◎リビング・ニーズ特約保険金

余命６ヵ月以内と判断される場合※に住宅ローン残高が支払われます。
※余命の判断は、医師の診断にもとづき生命保険会社が行います。

◎高度障害保険金

被保険者が保障開始日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態に該当した場合に、住宅ローン残高が支払われます。

所定の高度障害状態とは以下の状態をいいます。

①両眼の視力を全く永久に失ったもの
②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑦１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑧１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

詳細については、「申込書兼告知書」の「ご契約内容（契約概要）」をご確認ください。